

◆平成27年度日本関税協会門司支部 保稅部会研修会における Q & A

【貨物管理責任者研修会】

NO	地区	月日	質問内容	回答
1	本関地区	平27年 9月8日	当社では、最近、執行役員制度が導入されましたが、この執行役員は許可条件にある役員及び主要な従業者に該当し、変更があった場合には変更届の提出が必要でしょうか。	許可条件に付している「役員」には、履歴事項全部証明書に記載のある役員のみ、変更届が必要となります。 また、CP上の総合責任者、貨物管理責任者、顧客責任者及び業務委託責任者について変更がある場合にも変更届が必要となりますので留意願います。
2	下関地区	平28年 4月27日	内部監査を実施するに当たり、内部監査人は何らかの資格保持者である必要がありますか。または、内部監査人が取得していることが望ましい資格はありますか。	資料17頁に記載しているとおり、内部監査人が何らかの資格を取得する必要はありません。 税関といたしましては、あくまで、内部監査を行う方が社内において制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行できる立場にあり、かつ、保稅蔵置場の許可を受けている企業の従業員であり、保稅業務に精通している方であれば、特段、問題はありません。

【中級者研修会】

NO	地区	月日	質問内容	回答
1	本関地区	平27年 10月30日	①関税法第48条に係る搬入停止となった保稅地域について、搬入停止期間中、輸入許可を受けた貨物を搬出することは可能ですか。 ②搬入停止となったCY(A社がオペレータ=貨物管理者)において、A社が外国貨物を船卸しすること、及び輸出貨物を船積みすることは可能ですか。	①関税法第48条第1項において、保稅蔵置場へ外国貨物を搬入することを停止させると規定していますので、輸入許可を受けた貨物は外国貨物ではないので、当該貨物を搬出することは可能です。 ②A社が外国貨物を船卸しすることはCYへの搬入となりますのでできません。また、輸出に関しては、関税法第48条第1項に「輸出しようとする貨物」も処分の対象となっていますので、当該CYで輸出申告を行うことが確実な場合はCYへ搬入(CYA)することはできません。
2	博多地区	平27年 11月10日	貨物を輸出する場合、関税法第34条の2に係る輸出しようとする貨物として特定する時期はいつになりますか。	「輸出しようとする貨物」として取り扱うこととなる時期は、輸出関係書類又は SHIPPING MARK 刷りなど外形的な要件が整った時です。 また、保稅地域に入れる前に輸出申告が行われた貨物(搬入前申告)については、輸出の許可を受けようとする保稅地域に入れた時から輸出しようとする貨物となりますので留意願います。

【非違事例勉強会(北九州開催)】

NO	地区	月日	質問内容	回答
1	本関地区	平28年 2月9日	関税法第44条に係る「工事届」について、台風等で雨漏りが発生し、早急な対応が必要な場合にはどのようにすればよろしいですか。	税関(保稅部門)が開庁している時間帯であれば、電話で一報していただければと思います。 休日等の時間外においては、監視部門(当直体制:050-3530-8349)へ連絡願います。